信並びに第44条の優先度１から６までのAMS(R)S通信のスペクトル要求に対応する容量を明け渡すよう確保すること、そして、これは決議事項１にある調整処理によって事前に実現可能であり、また、AMS(R)Sの場合には本決議の附属書に述べる手続が適用されなければならないこと。

以下を要請し、

1　主管庁に対して、もしそのように希望するならば、周波数調整会議以前にICAOにその主管庁のAMS(R)Sトラヒックの要求事項が提出されること。

2　ICAOに対して、地域的及び世界的な通信要求の時間的枠組みを含む既知の世界的及び地域的な航空トラヒック要求事項に基づいて、個々の主管庁から受領するAMS(R)Sトラヒックの要求事項について評価し、かつ、適宜意見すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するICAOの注意を喚起すること。

決議第222（WRC-12、改）の附属書　無線通信規則第5.357A号及び決議第222（WRC-12、改）の実施のための手続

1　AMS(R)Sを含む計画されたMSS通信網の通告主管庁は、無線通信局に、付録第４号の規定に基づくMSS通信網の所要技術特性及びその関連情報を提出しなければならない。1525-1559MHzの周波数帯及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯で運用する他の影響を受ける衛星通信網及びこのMSS通信網との調整は、無線通信規則第９条及び第11条並びに関連する無線通信規則の規定に従って、適宜進めなければならない。

2　第９条及び第11条の下で更に調整を促進するために、AMS(R)Sを含むMSS通信網の通告主管庁は衛星通信網のためのスペクトル使用に関する運用者合意を得るために、AMS(R)S衛星運用者を含む個々のMSSの衛星運用者が二国間及び多国間調整過程へ参加することを認めることができる。

3　上記第２項に述べる運用者会議を含む周波数調整会議において、無線通信規則第5.357A号の下で優先度を要求する各AMS(R)S通信網の通告主管庁又は各衛星運用者は、合意された方法に従ってトラヒック要求事項から変換した各AMS(R)S通信網のスペクトル要求事項をITU-R勧告が決議第422(WRC-12)の規定に従って可能になり、かつ、そのような要求事項を正当化する情報を伴う時期までに示すこと。

周波数調整会議の参加者は要求事項を包括的に検証する。通告主管庁又はその認められたMSS運用者は、無線通信規則に従って運用する既存のシステムに過度の制約を課すことなく、第5.357A号に従って検証されたAMS(R)Sのスペクトル要求事項を受け入れること。

4　AMS(R)Sを含むMSS通信網の通告主管庁は、関連する二国間又は多国間調整会議において、それぞれの周波数割当てに両立性があることを保証する責任を有する（特にそれらの通信網が様々な地理的区域にまたがる場合において）。

5　通告主管庁は全体のAMS(R)S周波数割当てに影響を及ぼす各調整会議の後のAMS(R)Sシステムに割り当てられた全スペクトル量について無線通信局に通知しなければならない。

6　通告AMS(R)S主管庁が第5.357A号に従った周波数調整協議においてスペクトル要求事項が満たされないとの見解があるならば、通告主管庁はこのことについて無線通信局局長に通告し、再評価会議を招集するよう要求することができる。

7　無線通信局がAMS(R)Sのスペクトル要求が満たされない主管庁からの通知を受領した場合には、通常３か月以内に開催される再評価会議のために第２段階に含まれる移動衛星通信網の通告主管庁を招請しなければならない。再評価会議はその任務を第5.357A号の適用の検討に限定しなければならず、個別の運用者への周波数割当ての変更のために特定の調整活動を行ってはならない。再評価会議には通告主管庁が出席しなければならない。これらの主管庁は、通告主管庁全てが同意すれば、助言を行う役割を担う他の団体又は無線通信局の招請を決定することができる。

8　再評価会議が、当該システムのAMS(R)Sスペクトル要求事項が満足されない結果となった場合には、再評価会議は、再評価会議の助言を正当に考慮するとともに調整合意の採用を求められるところの第２段階に含まれる移動衛星通信網の通告主管庁及びそれぞれのMSS運用者による追加の特別周波数調整会議を求めることができる。この周波数調整会議は、再評価会議に引き続きできるだけ速やかに開催されなければならない。

9　再評価会議の最終段階において、議論された課題についての情報及び結論を含む報告は、参加する通告主管庁によって準備され、公表のために無線通信局に提出されなければならない。

10　上記第８項に述べる主管庁による周波数調整会議において問題が未解決のままの場合、通告AMS(R)S主管庁は、第７条及び第13条に従い、無線通信局の支援を求め、それぞれの主管庁に対して、AMS(R)S要求事項が満足されていないことを示す通知をしなければならない。無線通信局は、第13.3号に従って報告を行い、支援しなければならない。

11　無線通信局が該当する通告AMS(R)S主管庁に結論を通報した後も問題が未解決のままの場合には、通告AMS(R)S主管庁は、第14条に従い無線通信局の決定の見直しを要求することができる。

改　　決議第223（WRC-12、改）　IMTに特定された追加周波数帯

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　IMT-2000及びIMT-Advancedを含むIMTが世界的な移動通信のITUの展望であること。

b)　IMTシステムが場所、ネットワーク又は使用端末に関わらず、世界規模で電気通信サービスを提供すること。

c)　IMTが、固定電気通信網（例えばPSTN/ISDN、高速インターネット接続）により支えられている広範囲通信サービス及び移動ユーザに特化したその他のサービスに対して、通信を提供すること。

d)　IMTの技術的特性がIMTの地上無線インタフェースの詳細仕様を規定するITU-R勧告M.1457及びM.2012を含むITU-R及びITU-Tの勧告に規定されていること。

e)　IMTの発展がITU-R内で研究されていること。

f)　WRC-2000におけるIMT-2000の周波数要求の見直しが3GHz以下の周波数帯に集中したこと。

g)　WARC-92では、第5.388号において、また、決議第212（WRC-07、改）の規定に従い、IMT-2000の衛星系に対する1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯を含む1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯の230MHzのスペクトルがIMT-2000用に特定されたこと。